

点検結果を踏まえた今後の絶滅のおそれのある野生生物の保全について (我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議 提言)

1. 点検結果及び絶滅危惧種の保全にあたっての課題

本点検では、今後の絶滅のおそれのある野生生物の保全のあり方を検討するために、環境省レッドリストの絶滅危惧種 3,155 種を対象に減少要因に関する全体的な傾向をみた。絶滅危惧種の減少要因は多岐にわたるが、代表的な減少要因として開発、捕獲・採集、遷移進行、過剰利用、水質汚濁、外来種の影響、農薬汚染、管理放棄等がみられた。

また、これらの減少要因に対応する対策に関連した代表的な制度を整理し、それらの制度のうち一部について、絶滅危惧種又はその生息・生育地の保全等各制度による対応状況を点検した。

絶滅危惧種の保全に関連する代表的な制度としては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」をはじめ、野生生物や自然環境の保全等を目的とした法律や地方公共団体の希少種保護条例等の様々な法令を減少要因に対応させて整理した。これらの制度には種の保存法の制定（平成 4 年）以降に制定又は改正されたものも多く、この 20 年程度で保全に関係する制度的な整備は進んできたといえる。また、本点検で十分に取り上げられなかつたものの、里地里山地域や都市近郊における環境に配慮した自然資源利用の支援等、法令以外の様々な制度による施策もある。

点検結果を見ると、我が国では捕獲・採集が減少要因である種の捕獲規制は地方公共団体による取組も含めて比較的実施されているが、対象種の個体数の積極的な維持・回復（保護増殖）の取組や生息・生育地の維持・改善等の対策の実施等については十分とはいえない。また、様々な既存の制度も十分に活用されてきたとはいえないうえ、具体的な施策を検討するためには必要な絶滅危惧種に関する知見が不足していることも明らかとなった。さらに、保全の取組の優先順位の考え方も明らかではなく、どのような絶滅危惧種をどのように保全していくことが効果的であるのかについても整理されていない。このため、これまでに収集された情報や整備された制度等をより一層積極的に活用するとともに、点検によって明らかになったこれらの課題に対応した制度面・運用面の見直しも行い、我が国全体として絶滅危惧種の保全対策の体系化を進め、具体的な取組を計画的に推進する必要がある。

2. 今後の我が国の絶滅危惧種の保全にあたっての基本的な考え方

絶滅のおそれのある野生生物（絶滅危惧種）の保全の目標は、個体数の減少を防止し、または回復を図ることにより、種の絶滅を回避することであり、最終的に本来の生息・生育地における当該種の安定的な存続が確保されることである。このために効果的な対策の実施及びこれを実現する情報や体制等の整備等を検討することが重要である。

知見、技術、人員、資金等の様々な制約の中で絶滅回避のための取組を効果的に推進していくためには、対策を急ぐべき分類群や種の考え方を整理するなどの対応の優先順位を明らかにし、具体的な施策を計画的に実施することが重要である。

本点検では絶滅危惧種を一括して扱っているが、地理的な分布域や個体の移動範囲の広狭、特定の生息・生育環境に依存する性質の強弱等、その特性は種あるいは分類群によって異なるとともに、減少要因に関しても状況が異なる。このため、絶滅危惧種の保全対策の検討に

当たっては、個別の種を対象として個体数の減少防止又は回復を直接の目的とする捕獲規制や保護増殖、絶滅危惧種の生息・生育地を取り巻く生態系の維持あるいは良好な状態への改善等、当該種の特性や減少要因等の状況に応じた対策を適切に選択することが必要である。そのためにも、関連する既存の様々な法令及び各種制度について、その目的や適用の考え方などそれぞれの特性を把握したうえで、相互の組み合わせも含めた効果的な活用を目指すことが重要である。

保全の推進にあたって知見の不足は大きな制約となる。このため、絶滅危惧種の生態情報、生息・生育の現状や減少要因、保全状況、保全手法（保全体制の構築、施策の効果的な手順、合意形成手法など）、保全技術（生息・生育地の維持・改善技術、増殖技術、モニタリング技術など）等に関する知見の集積と各主体間の情報共有が不可欠である。さらに、保全の進捗状況を評価するための仕組みの整備も重要であり、どのような主体によりどれだけの絶滅危惧種の保全の取組があり、我が国全体としての保全がどの程度進んでいるかを客観的に示せるように情報を収集し、その情報を保全対策に活用できるよう指標等の形でわかりやすく提供することが求められる。

可能な限り多くの絶滅危惧種の保全を実現するためには、制度そのもののあり方だけではなく、その運用の強化が重要であることから、そのための人材や予算等の確保に努めるとともに、多様な主体の参画を進めるための効果的な連携体制の整備や国民の絶滅危惧種の保全に対する関心と理解を高めていくことも不可欠である。

3. 絶滅危惧種保全の優先度の考え方

今後、絶滅危惧種の保全のための対策を講ずるに当たっては、①種の存続の困難さと、②対策効果という二つの視点で優先して取り組む種を決定することが重要である。なお、これらの視点は、対策の実施主体にかかわらず重要であるが、国と地方公共団体では、その立場や対策の対象範囲が異なるので、それぞれの主体によって考慮すべき事項もある。

（1）優先度の基本的な考え方

種の存続の困難さ及び対策効果の二つの視点について、具体的には、以下の項目に該当する種の保全対策を優先的に実施すべきである。

① 種の存続の困難さによる視点

- 我が国の生息・生育状況に基づいて個々の種の絶滅の危険度を評価している環境省レッドリストのランクを基本とし、絶滅危惧 I A類(CR)または絶滅危惧 I 類(CR+EN)の中でも、特に絶滅のおそれの高い種。
- 上記以外にも、急激な生息・生育環境の悪化や減少要因の増大等により、緊急の対策を要すると判断される種。

② 対策効果による視点

- 生態学的に重要性が高く（例えばアンブレラ種やキーストーン種のような機能）、その保全によって分布域内の生態系全体の保全にも効果がある種（ツシマヤマネコ(CR)、オガサワラオオコウモリ(CR)など）。
- 認知度又は地域住民等の関心が高く国や地域の象徴となり（フラッグシップ種）、多

- くの主体の保全への参画又は協力を促進させる効果が期待される種（トキ（EW）、コウノトリ（CR）など）。
- 絶滅危惧種が集中する地域（ホットスポット）に生息・生育し、その取組が他の絶滅危惧種の保全にも効果がある種（ハナシノブ（CR）など）。

上記の2つの視点に立つとともに、これまでに保全措置がなされていない、または不十分と判断される種について、保全関連情報（当該種の生態、生息・生育環境など）や対策ツール（保全手法、保全技術、保全施設、専門家、保全実施者、予算など）等の各種条件がある程度整ったものから、順次早急に着手することが求められる。

また、種の存続の困難さは高いが有効な保全手法・技術が未確立であるため、具体的な施策の実施が困難な種については、これらの手法・技術開発を推進する必要がある。

なお、かつては広域的に里地里山地域等でごく普通に見られていたにもかかわらず、近年、全国的に減少傾向にある種（タガメ（VU）、オキナグサ（VU）など）や海浜、河口等に生息・生育し、その環境変化に伴って全国的に減少傾向にある種（スナヤツメ（VU）、カワラハンミョウ（VU）など）については、レッドリストのランクは高くなくとも、情報の整備と保全対策のあり方について検討することが求められる。

（2）対策の主体によって考慮すべき事項

環境省が全国レベルで保全に取り組むにあたっては、上記の優先度の視点に加え、以下のような種に着目することも重要である。

- 分布範囲や個体の行動範囲が都道府県境をまたいで広域に及ぶ種（イヌワシ（EN）など）。
- 捕獲・採集圧が減少要因となっており、全国的に流通する可能性がある種（イタセンバラ（CR）、シャープゲンゴロウモドキ（CR+EN）など）。
- 固有種が多く生物多様性が豊かな島嶼等、我が国の中でも特に重要な生態系がみられる地域に分布する種（アマミノクロウサギ（EN）、ヤンバルクイナ（CR）、オガサワラシジミ（CR+EN）など）。
- 有効かつ汎用性のある保全の手法や技術を確立するために先駆的に保全に取組む意義がある種（環境省生息域外保全モデル事業（第Ⅱ章2.（4）①参照）：イチモンジタナゴ（CR）、コシガヤホシクサ（EW）など）。

なお、国境を越えて移動する種や国際的に協力して保全に取り組む必要がある種（渡り鳥など）についても、環境省が地域での取組と連携して保全を推進することが重要である。

また、地方公共団体においては、種の存続の困難さの視点に関して、環境省レッドリストのみならず、それぞれで作成されているレッドリストに基づいて、その地域で優先して保全すべき種が検討されうる。

4. 効果的な保全対策のあり方

絶滅危惧種の保全は、生態系及び自然の生息・生育地を保全し、存続可能な種の個体群を自然の生息・生育環境において維持・回復する生息域内保全（生息・生育地の維持・改善、脅威となっている外来種の駆除など）を基本とし、生物や遺伝資源を自然の生息・生育地の外において保全する生息域外保全（緊急避難、飼育・栽培・増殖など）及び野生復帰は生息

域内保全の補完として行うことが前提となる。また、対象種の個体数の積極的な維持・回復を図る保護増殖の取組は、これらのいずれの取組も含みうるものであり、その種を圧迫している要因の除去又は軽減に限らず、生息・生育地の整備、餌条件の改善や飼育・栽培等による繁殖の促進などの取組を必要とする種を対象として実施されるものである。なお、捕獲・採集圧が主な減少要因である種に関しては、捕獲及び流通の規制を行うことで、保全できる場合もある。(図3)

対象とする種の保全を効果的に実施していくためには、それぞれの種の特性や減少要因を踏まえて、上記の様々な保全対策の中から有効な対策を適切に選定し、実施することが重要である。

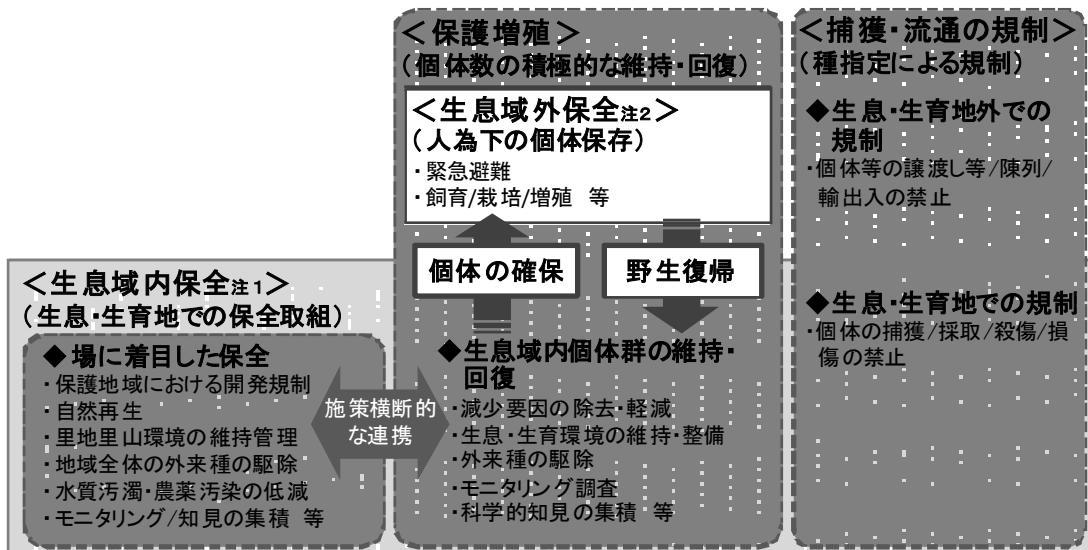


図3 絶滅危惧種の保全対策の相互関係

注1 生息域内保全を、「場に着目した保全」「保護増殖（生息域内個体群の維持・回復）」及び「捕獲・流通の規制」の3つに区分した。「場に着目した保全」はその場所の自然環境を、「保護増殖（生息域内個体群の維持・回復）」では個別の種を保全の対象とするが、具体的な対策は共通する場合がある。また、双方の横断的な連携も生息域内保全に含まれる。

注2 生息域外保全（個体の確保を含む）及び野生復帰は生息域内保全の補完であり、特に野生復帰は実施による各種の悪影響等を勘案し、必要に応じて実施するものである（「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」より要約）。

(1) 種の特性の違いによる保全の基本的な考え方

種の特性を考慮して保全対策を選択することが重要である。具体的には、湧水性のハリヨ (CR)、森林性のキセルガイ類などのように個体の移動範囲が地域的に限られ特定の環境に依存している種や、ナゴヤダルマカエル (EN) をはじめとするカエル類や草原・湿原性のチョウ類などのように増殖率が高く環境の改善により速やかに回復が見込まれる種については、対象種の生息・生育地及びそれを取り巻く生態系の維持・改善を図る施策（保護地域による各種規制、自然再生等による改善等）が有効であることが多い。例えば、両生類、魚類、昆虫類、貝類、維管束植物などについては、このような種が比較的多く含まれる。

アホウドリ (CR) などのように個体の移動範囲が広域において様々な環境を利用する

種や、シマフクロウ（CR）などのように野生下での増殖率が低いなどにより一旦個体数が減少に転じると回復が困難な傾向にある種については、単体の生息・生育地の維持・再生を図る対策だけでは不十分であり、その種を対象とした横断的な保護増殖の取組が必要である場合が多い。例えば、鳥類については、このような種が比較的多く含まれる。また、個体数増加の困難な種は、保全のための取組を早めに実施することが重要であるため、絶滅危惧 I B 類（EN）を含めて対策を検討する必要もある。

なお、種の特性を問わず、急激な生息・生育環境の悪化や減少要因の増大等により、緊急の対策を要する種については保護増殖の取組の実施を検討する必要がある。

また、減少要因や種の置かれた状況によっては、同一の種であっても地域によって異なる対策を講ずることも想定される。さらに、地域個体群によって遺伝的に異なる固有性を持ち、それぞれが独立した個体群とされる種（メダカ北日本集団（VU）、メダカ南日本集団（VU）など）がある一方で、それぞれの地域個体群が独立した個体群のように見受けられるが、これらが遺伝的な交流によって緩やかに繋がるメタ個体群を形成している種（ギフチョウ（VU）など）もある。このため、種の分布の現状や遺伝的多様性の状況にも配慮し、保全の対象とする適切な範囲（保全ユニット、保全単位）を明確化することが肝要であり、それぞれの状況に合わせた生息・生育地の維持・改善及び生態系ネットワークの形成等の対策が重要である。

（2）減少要因を踏まえた保全の考え方

種の保全にあたっては、絶滅危惧種の減少要因を適切に把握し、それに対応する対策を実施することが重要である。環境省レッドリストの絶滅危惧種 3,155 種において出現率が高かった減少要因を①生息・生育地の減少・劣化（開発、過剰利用等、遷移進行、管理放棄）、②捕獲・採集圧、③生態系の攪乱（外来種による捕食・競合等、水質汚濁、農薬汚染）に整理した場合、それぞれの要因を踏まえた保全の考え方は以下の通りである。

① 生息・生育地の減少・劣化への対策

ア．新たな開発行為・過剰利用等の抑制

本点検では、全般的にどの分類群でも生息・生育地の開発は減少要因として多く抽出された。特に比較的自然度の高い地域については、既に自然公園等の様々な保護地域によって絶滅危惧種の生息・生育地の一部で開発行為等が抑制されているが、各制度でゾーニング等を行う際に必ずしも絶滅危惧種について考慮されているとは限らない。

自然公園や鳥獣保護区等の保護地域は、特定の種の保全を目的とするものではないが、区域面積が大きく、絶滅危惧種の生息・生育地及びそれを取り巻く生態系を広く保全する施策として有効であると考えられる。絶滅危惧種の保全にあたって、各保護地域制度の目的や規制内容等を踏まえつつ、それらの制度の活用を検討するとともに、各制度において新たな地域指定や地域内のゾーニング、規制をかける種の指定を行う際には、それらの地域の絶滅危惧種の生息・生育環境を保全するという視点を持つことが重要である。

なお、メタ個体群の保全の観点からも、絶滅危惧種の生息・生育の核となる重要な地域とその周辺地域をあわせて保全することが有効である。また、開発予定地及びその周辺において絶滅危惧種が確認された場合には、開発事業の位置・規模等の検討段階にお

ける環境の保全のための配慮事項の検討等を含む環境影響評価の実施により、開発行為によるその存続への影響を当該事業の計画・実施に際しての早期の段階で回避又は最小限とするよう十分に配慮されることも重要である。

イ. 里地里山等の二次的自然における管理放棄等への対策

魚類や昆虫類などの分類群では、ミヤコタナゴ（CR）やマルコガタノゲンゴロウ（CR+EN）など、特に里地里山等の二次的自然を生息・生育地としている絶滅危惧種が多くみられ、里地里山の維持管理等による環境劣化の防止はこれらに対して極めて重要である。多様な環境がモザイク状に存在し、きめ細やかに且つ継続的な管理を必要とする里地里山は、同時に人の生活・生産活動の場でもあり、保護地域制度等の規制的な手法はなじみにくい場合がある。このため、計画的な保全を促す奨励的な手法の検討や地域主導による緩やかな保全区域とローカルガバナンスの運営が有効である。

平成22年に制定された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」は、地域の多様な主体が連携して行う生物多様性保全の活動を促進するため、市町村が地域連携保全活動計画を作成することや自然公園法等の関係法令の特例措置等を規定している。計画作成等を促進させるための予算措置も講じられている同法の活用等による里地里山環境の維持・管理の一層の推進が望まれるが、実施地域の選定にあたっては、多様な環境のモザイク性にも留意しつつ、複数の絶滅危惧種が集中しているホットスポット等が含まれるよう考慮されることが望ましい。

また、特定の絶滅危惧種を対象とした保全取組の実施にあたっては、年変動の大きな攪乱依存種では長期的な保全の視点が特に重要なことに留意するとともに、同じ場所に生息・生育する他の絶滅危惧種の状況にも配慮することが重要である。

ウ. 生息・生育地の改善

開発行為や過剰利用、里地里山における管理放棄等の要因にかかわらず、生息・生育地の減少・劣化への対応として、その場所の積極的な改善を図ることが考えられる。対象種の特性や分布状況によっては、個々の生息・生育環境の再生や、複数の生息・生育地間のつながり（生態系ネットワーク）の確保も検討する必要がある。

② 捕獲・採集圧への対策

捕獲・採集圧は、本点検で開発に次いで多く抽出された減少要因である。例えば、種の保存法の国内希少野生動植物種（国内希少種）に指定されたヨナグニマルバネクリガタ（CR+EN）のように販売目的の捕獲圧が高い種については、捕獲規制及び流通の適正な管理を行うことが有効と考えられる。

一方で、捕獲・採集圧が減少要因となっている種でも国内希少種等の種指定制度や自然公園等の保護地域制度による捕獲規制がかかっていない種があり、既存のどの保全に関する制度でも規制されていないものや規制が不十分なものについては、分類群や種ごとの背景事情等を踏まえたうえで捕獲規制や流通規制を進める必要がある。

なお、種の保存法に基づき国内希少種に指定するにあたっては、指定の必要性が公開で議論されてから実際に規制が効力を発するまでの間に、駆け込み的に捕獲・採集圧が高まるこの無いよう、その防止策について他の制度における対策の例を参考にする等により検討を進めるべきである。

③ 外来種や化学物質等による生態系の攪乱への対策

外来種の侵入による捕食、競合、交雑等の生態系の攪乱は、特に爬虫類をはじめとする動物の減少要因として、多く抽出された。これまで外来種による生態系の被害を防止するために「特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づく特定外来生物の指定による飼養等の規制や防除などの取組が進められてきている。絶滅危惧種の生息・生育地や保護地域を中心に防除事業を進めており、奄美大島においてはジャワマンガースの低密度化により、アマミノクロウサギ（EN）の分布が回復傾向にあることが示唆されている。近年は、シカ等の中大型哺乳類の過度な採食等による絶滅危惧植物を含む自然植生等への影響も問題となっており、国立・国定公園内では生態系維持回復事業等で防除が行われている。また、魚類、両生類、藻類等の水域と関連の深い生物では、減少要因として水質汚濁や農薬汚染も抽出された。

絶滅危惧種の重要な生息・生育地において外来種やシカ等の生物の影響がある場合には、優先的に防除が実施されるべきである。特に特定外来生物については外来生物法に基づき計画的に防除が実施されるとともに、防除の実施にあたっては、実現可能性・実効性・効率性（費用対効果等）の観点からの優先順位を考慮し、効率的かつ効果的な防除の推進、様々な主体による連携・協力が期待される。また、シカ等の中大型哺乳類の対策については、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画等による都道府県や市町村の捕獲等の取組との連携が重要である。

なお、対象種によっては、その生息・生育地において、影響を与える生物の有無や減少要因となっている化学物質等の状況も踏まえて、例えば保護地域制度による一定の区域内の外来種等の放出規制や湖沼等への汚水や廃水の排出規制を活用するなど、計画的な保全取組を実施することが重要である。

5. 必要な情報収集及び手法・技術開発とその共有・活用

我が国では、環境省及び全都道府県に加えいくつかの市町村でもレッドリストが作成されており、絶滅危惧種に関する情報が他国と比較して充実しているといえる。これらの個々のレッドリストのより効果的な活用にあたっては、情報の一元管理やそのための学名及び和名の統一等の取組が重要である。あわせて、国際的な連携を視野に入れ、国際自然保護連合（IUCN）レッドリストへの情報提供も重要な取組である。

他方、現状のレッドリスト及びレッドデータブックの情報だけでは、例えば対象種の個体数の回復を阻害している現在における要因や多様な主体による保全の取組状況等は把握できないという点で、広く有効な保全対策を検討するのには十分であるとはいえない。また、都道府県アンケートによると、情報そのものや専門的知見を有する人材の不足に加えて、情報管理や共有状況についても課題があることが指摘されている。

このため、絶滅危惧種の保全を全国的に推進するための基盤として、以下のような現状把握とそれぞれの減少要因に応じた保全手法及び保全技術の確立が不可欠であり、併せてこれらの情報を各主体間で共有するとともに、適切に活用することが重要である。

なお、将来的には絶滅危惧種をはじめとする生物多様性に関して、各省庁や地方公共団体、研究機関等の情報の横断的な利用を可能にすることを念頭においてデータ整備を進めることが求められる。こうした基盤整備にあたっては、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）や生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム（CHM）の活用を含め情報共有の体制を

検討することが重要である。

(1) 絶滅危惧種の現状の把握等

- ・ レッドリスト掲載種の回復を阻害している現在における要因や多様な主体による保全実施状況、各種又は各分類群に有効な保全手法等に関する情報の収集を図る必要がある。このうち現在における回復阻害要因や保全実施状況等の情報の把握については、将来的には絶滅危惧種の保全状況の評価に活用できる指標を設定することを念頭に置き、収集すべき具体的な項目やその収集方法を検討することが重要である。
- ・ 現在の環境省レッドリストでは対象外となっている海洋生物に関しては、陸域とは状況が大きく異なることに鑑み、希少性の評価の方法から検討し、関係省庁と連携しながら各種の希少性や生息・生育状況等に関する情報の収集を急ぐ必要がある。
- ・ 国や地方公共団体等で蓄積されている絶滅危惧種に関連する情報をより効果的に共有し、活用するための体制整備を検討することが重要である。特に、絶滅危惧種の分布状況に関しては、環境省、関係省庁、地方公共団体、博物館、研究者等の様々な主体がそれぞれ情報を有しているとともに、各種事業等における環境影響評価における調査での情報収集が行われている。絶滅危惧種の分布情報は、捕獲・採集を誘発する危険性があるため、取扱いには十分配慮しつつ、有効な情報共有の体制を検討することが重要である。

(2) 保全手法及び保全技術の開発等

- ・ 生息域内保全、生息域外保全及び野生復帰に関して、体制の構築や合意形成の手法を含む保全手法と、生息・生育地の維持・改善技術や増殖技術等の科学的な保全技術の必要な開発を推進すべきである。具体的には、各分類群内では共通することも多いため、分類群単位で特に立ち後れているもの（昆虫類、貝類、一部の植物など）について重点的に推進すべきである。また、生息環境の視点から分類群を横断しての複数の種に共通する保全手法・技術があることも念頭に置いて、それらの開発に取り組むことも重要である。
- ・ 全国的に減少傾向にある絶滅危惧種については、その保全手法等を検討するとともに、多様な主体との情報共有により全国的な保全の促進を図ることも重要である。

6. 絶滅危惧種の保全にあたっての体制等のあり方

絶滅危惧種の保全にあたって、環境省は、本提言で示した絶滅危惧種保全の優先度の考え方を踏まえ、対象種の特性や減少要因、現在の保全状況を把握し、絶滅危惧種の保全を一層促進すべきである。その際、農林水産省や国土交通省等の関係省庁とも連携し、既存の制度や事業等を効果的に活用して施策を実施することが重要である。

一方で、特性や減少要因等の状況が異なる絶滅危惧種の保全を推進するには環境省をはじめとした国の取組だけでは限界があり、地方公共団体による積極的な取組が重要な役割を担っている。本点検では、多くの都道府県が条例により絶滅危惧種の保全に取り組んでおり、特に比較的限定された地域に生息・生育する絶滅危惧種が保全の対象として指定されてきていることが確認された。また現在、地方公共団体で策定が進んでいる生物多様性地域戦略においても絶滅危惧種の保全に関する施策が示されており、今後も地方公共団体の生物多様性

地域戦略の策定が進む中で、絶滅危惧種の保全についても位置づけられ、地域における一層の取組が推進されることが期待される。

また、効果的な対策の実施のためには、基盤となる絶滅危惧種に関する知見の集積や具体的な保全の施策の実施において、国と地方公共団体が密接に連携し、適切な役割分担と協力体制が形成されることが望ましい。環境省においては、施策の実施及び推進に有益な絶滅危惧種の保全の考え方や方向性、保護増殖事業等により得られた具体的な保全手法や技術等を積極的に地方公共団体と共有することで、地方公共団体の取組を支援することも重要である。

環境省及び地方公共団体の担当部署のいずれにおいても、絶滅危惧種の保全のための人員や予算等を含む体制は十分とはいはず、一層の体制強化に努める必要がある。特に、現場での情報収集、技術開発及び施策の実施等の実際の保全に取り組む人材の確保に努めるとともに、全国規模の専門団体のほか、博物館や地方公共団体の生物多様性センター、農林水産業の試験所、大学といった地域レベルの専門機関及び種の保存法に基づく希少野生動植物種保存推進員や市井の有識者等の絶滅危惧種の知見を有する者との連携を推進することは重要である。また、人材確保の基礎として、野生生物に関する専門的知見や保全の技術を有する人材等の育成や専門性を生かした活動の場及び機会の提供等も重要である。

地域における優良な取組事例においては、絶滅危惧種の生息・生育地において継続的に保全活動を担う地域の主体が存在し、専門家等による知見や保全技術の提供などの支援が行われている例が多い。さらに、企業については、保全活動を行うための資金、人員、技術、土地等の資源を地域の主体に提供することによって支援している事例が見られる。このように、地域住民、専門家、市井の有識者、NGO、農林水産業従事者、企業等の多様な主体の参画（知見、技術、人員、資金等）を促進するとともに、その効果的な連携のための体制を検討することが重要である。

また、絶滅危惧種の保全の一層の推進にあたっては、国民の幅広い賛同と理解も重要であり、そのため、絶滅危惧種の危機の状況や保全の必要性、実際の保全の取組等について、広く普及広報を行うことや文部科学省とも連携して学校教育の中で環境教育を推進すること等も必要である。

7. 終わりに

本点検では、我が国の絶滅危惧種の保全の状況について、利用可能なデータを元に客観的に把握・分析することに努めた。あわせて既存の関連する制度による対応状況を整理することにより、これまで各種制度である程度保全が図られてきているものの、今後、これらの制度等をより積極的に活用して計画的に保全の推進を図る必要があることが明らかとなった。

このため、本章では、絶滅危惧種の保全の優先度の考え方を示すとともに、種の特性や減少要因に応じた保全のあり方を整理し、今後取り組むべき情報整備や役割分担を含めた体制のあり方について提言を行った。

本提言が、生物多様性国家戦略の見直しをはじめ、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関連する制度面及び運用面の今後の検討及び改善に当たって活用され、我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全がより一層推進されることを望むものである。